

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3557040号

(P3557040)

(45) 発行日 平成16年8月25日(2004.8.25)

(24) 登録日 平成16年5月21日(2004.5.21)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

F I

F 2 4 C 7/04

F 2 4 C 7/04

D

F 2 4 C 1/00

F 2 4 C 1/00

G

F 2 4 C 15/10

F 2 4 C 15/10

U

請求項の数 2 (全 5 頁)

(21) 出願番号	特願平8-116646	(73) 特許権者	000001889
(22) 出願日	平成8年5月10日(1996.5.10)		三洋電機株式会社
(65) 公開番号	特開平9-303779		大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
(43) 公開日	平成9年11月28日(1997.11.28)	(73) 特許権者	000214892
審査請求日	平成13年1月26日(2001.1.26)		鳥取三洋電機株式会社
			鳥取県鳥取市南吉方3丁目201番地
		(74) 代理人	100111383
			弁理士 芝野 正雅
		(72) 発明者	山根 安正
			鳥取県鳥取市南吉方3丁目201番地
			鳥取三洋電機株式会社内
		(72) 発明者	山田 哲
			鳥取県鳥取市南吉方3丁目201番地
			鳥取三洋電機株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 合成樹脂製コタツ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

対向する辺となる外側壁の適所に上方と側方を開放して形成した側面視形状が逆台形の窪みを有する合成樹脂製で方形の枠体と、この枠体の外側部の下部に固定した脚と、前記枠体の上部に載置される天板とから成り、前記天板を枠体に載置した時に前記窪みと天板の裏面との間に指掛部を形成することを特徴とする合成樹脂製コタツ。

【請求項2】

前記窪みは、それぞれの対向する辺となる外側壁の中央部に設けたことを特徴とする請求項1に記載の合成樹脂製コタツ。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は枠体の上部に天板を載置する合成樹脂製コタツに関する。

【0002】

【従来の技術】

電気コタツは、一般に枠体の上に掛布団を掛け、この掛布団の上部に天板を載置して使用する。また、夏季においてはテーブルや卓として使用することが多いために枠体の上部に直接天板を載置するようにしている。(実開昭60-188904号公報)

さらに、部屋内を掃除する場合には枠体と天板を重ねた状態で壁等にもたれ掛けさせており、掃除が終わった時には天板と枠体とを分離した後で、始めに枠体をフローアールや畳の上に

置いたあと天板を載置するようにしている。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、枠体の上部に載置した天板を取り去る場合には、前記天板が比較的重量があるために持ち上げにくい、という欠点がある。これは前述のように天板に重量があることとは別に指を天板の裏面に入れることができず持ち上げることができないことによる原因が大きい。

【0004】

又、最近ライフスタイルが変わったことから、前述の様に夏季であっても枠体の上部に天板を載置して使用することが多い。この場合には電源コードやリモコン或は支持脚の脱着用の工具が不要となるが、枠体にこれらを収納する部分がなく紛失する欠点があった。

【0005】

本発明は枠体に載置した天板を簡単に取り去ることができるものである。

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明は第一に、対向する辺となる外側壁の適所に上方と側方を開放して形成した側面視形状が逆台形の窪みを有する合成樹脂製で方形の枠体と、この枠体の外側部の下部に固定した脚と、前記枠体の上部に載置される天板とから成り、前記天板を枠体に載置した時に前記窪みと天板の裏面との間に指掛部を形成するものである。

【0007】

本発明は第二に、前記窪みは、それぞれの対向する辺となる外側壁の中央部に設けたものである。

【0008】

【発明の実施の形態】

本発明の実施例を図面に基いて説明する。(1)はコタツ本体で、合成樹脂製で一体成形された矩形を呈する方形の枠体(2)と、この枠体の隅角部(3a)(3b)(3c)(3d)に固定した脚(4)(4)(4)(4)とから構成する。

【0009】

前記枠体(2)の形状について詳述する。(5)(5)(5)(5)は前記隅角部間の四つの辺(6)(6)(6)(6)のそれぞれの外側壁(7)に上方と側方を開放して形成した側面視形状が逆台形(図1参照)の窪みで、それぞれを対向する辺の中央部に設けている。(8)は前記枠体(2)の平面部の中央付近に形成した後述するヒータユニット(13)の収納部である。

【0010】

この収納部(8)は、矩形であって四辺(9a)(9b)(9c)(9d)を前記枠体(2)の隅角部(3a)(3b)(3c)(3d)に対向させており、コーナー部(10)(10)(10)(10)を前記枠体(2)の辺(6)(6)(6)(6)に対向させて形成している。

【0011】

さらに、前記枠体(2)は、前記収納部(8)の2つの辺(9a)(9c)と枠体(2)の2つの隅角部(3a)(3c)との間にあって枠体の上面に該枠体と共に一体成形した2つの凹部(11a)、(11b)を形成している。

【0012】

(12)、(12)は前記収納部(8)の残りの2つの辺(9b)(9d)と残りの2つの隅角部(3b)(3d)との間にあって枠体の上面に貼着或は刻印若しくは印刷したラベルや広告用表示板である。

【0013】

(13)は前記収納部(8)に上方から収納して固定したヒータユニット、(14)は一方の前記凹部(11a)に収設した前記ヒータユニット(13)に連結する電源コード、(15)は他方の前記凹部(11b)に収設した脚(4)...(4)を枠体(2)に固定す

10

20

30

40

50

る時に使用する工具である。

【 0 0 1 4 】

( 1 6 ) は前記枠体 ( 2 ) の上部に載置する矩形の天板で、外形寸法は枠体 ( 2 ) と略同じに設定している。

【 0 0 1 5 】

次に使用状態について述べる。冬季において、枠体 ( 2 ) の上部に掛布団 ( 図示せず ) を掛けて使用する場合には、この掛布団の上に天板 ( 1 6 ) を載置して使用する。掃除を行う時に天板 ( 1 6 ) を取り去る場合には、指を掛布団の上面と天板 ( 1 6 ) の裏面との間に挿入して天板を持ち上げるわけであるが、この場合は掛布団が押えられて指が天板の裏面に十分に挿入することができる。

10

【 0 0 1 6 】

夏季において、天板 ( 1 6 ) を直接枠体 ( 2 ) の上部に載置する。この場合には図 1 に示すように窪み ( 5 ) と天板 ( 1 6 ) の裏面との間に指掛部 ( 1 7 ) が形成され、この指掛部に指を入れることにより、指が天板 ( 1 6 ) の裏面に十分に挿入できる。

【 0 0 1 7 】

前記窪みを逆台形の形状にした理由は、枠体に天板を載置した状態では窪みの位置が確認しにくいことから、指をこの窪みに掛ける時には、特に窪みの位置を確認することなく指が容易に窪みに入り込む点と、枠体の外側壁の上下方向に互って幅広の窪みを形成した場合には、確かに指は容易に窪みに入り込むものの枠体の外側壁の強度が低下するのを防止した形状とした点にある。

20

【 0 0 1 8 】

【 発明の効果 】

以上の様に本発明は、第 1 に、方形の枠体の対向する辺となる外側壁に上方と側方を開放した側面視形状が逆台形の窪みを形成し、天板を枠体の上部に載置した時に天板の指掛部を形成するものであるから、枠体の上部に掛布団を掛けずに直接天板を載置した場合であっても、指を指掛部に入れることによって容易に天板を持ち上げて取り去ることができる。また、逆台形の窪みは指を窪みに掛けた時に天板の持ち上げと同時に指が窪みの形状に沿って自然に拡がり天板の支持が安定することになる。

【 0 0 1 9 】

前記窪みをそれぞれの対向する辺となる外側壁の中央部に設けたことにより、天板の持ち上げ時に傾くことなく安定した状態で天板を取り去ることができる。

30

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 本発明の合成樹脂製コタツの一実施例を示す側面一部断面図である。

【 図 2 】 同じく天板の平面図である。

【 符号の説明 】

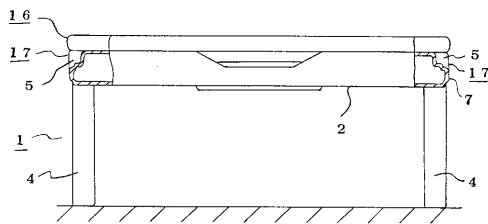
- 1           コタツ本体
- 2           枠体
- 3 a       隅角部
- 3 b       隅角部
- 3 c       隅角部
- 3 d       隅角部
- 4           脚
- 5           窪み
- 8           収納部
- 9 a       辺
- 9 b       辺
- 9 c       辺
- 9 d       辺
- 1 1 a     凹部
- 1 1 b     凹部

40

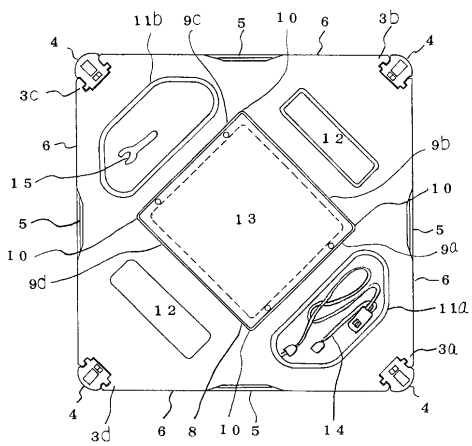
50

- 13 ヒータユニット
- 16 天板
- 17 指掛部

【図1】



【図2】



---

フロントページの続き

- (72)発明者 森本 哲司  
鳥取県鳥取市南吉方3丁目201番地 鳥取三洋電機株式会社内
- (72)発明者 福本 正美  
鳥取県鳥取市南吉方3丁目201番地 鳥取三洋電機株式会社内

審査官 関口 哲生

- (56)参考文献 特開平04-320726(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, DB名)

F24C 7/04

F24C 7/06

F24C 1/00

F24C 15/10